

支部ニュース

2013年12月 No.481

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0002 文京区小石川 2-3-28-201
Tel03-3814-3971 Fax03-3814-2623 郵便振替 00130-6-87399

- 猪瀬都知事の弁明は到底認められない。都議会には徹底調査の責務がある・・・宮川泰彦
- 特定秘密保護法阻止・憲法擁護のとりくみ
 - ※秘密保護法廃止に向けてさらに頑張りましょう・・・森 孝博
 - ※城北 LO が秘密保護法反対運動として取り組んだこと
 - ※「秘密保護法」撤廃に向けて！東京法律事務所のとりくみ・・・金田健太郎
 - ※憲法の取り組み・・・佐藤 誠一・江口奈保子・泉雅剛
- 今後の「異議あり！2020年オリンピック
東京招致集会実行委員会」の活動について・・・市野綾子
- 家宅捜索に団員として立ち会って・・・本田伊孝
- 若手弁護士へのメッセージ・・・田中英雄
- 支部総会のご案内と特別報告集原稿募集
- 日誌

猪瀬都知事の弁明は到底認められない。都議会には徹底調査の責務がある

支部長 宮川 泰彦

「徳洲会から受領した5000万円に関する猪瀬氏の弁明は到底信用できない」が、都民、都議会各党、マスコミなどの一致した見方だ。

徳洲会からのヤミ献金だったからこそ表に出してはならなかったものが、徳洲会への一斉捜索の結果表に出てしまった。ヤミ献金ではない旨の言いつりとしての個人的借り入れと言いつつしているものと思われる。

(次の争いない事実・経過に照らすとき、5000万円は都知事選はじめ彼の政治活動に対する寄附金

だったと見ざるを得ない)

2012年11月 都知事立候補挨拶で徳田虎雄理事長(当時)に初めて面会

同年11月20日 徳田毅議員から議員会館で5000万円を現金で受領

翌日11月21日 都知事選立候補表明

2013年9月17日 東京地検特捜部、徳洲会グループを公選法違反容疑で家宅搜索

その9日後の同月16日 特別秘書を通じて5000万円を徳田虎雄前理事長の妻へ返却

同年11月22日徳洲会裏金疑惑が発覚し、午後1時すぎ、いわゆるぶら下がり記者会見。「資金提供という形という意味で応援してもらった」と説明。

その2時間後 「個人的借り入れだった」「これから先副知事をやめ、作家活動ができなくなるかもしれない不安があった。スタッフを数人雇っており、銀行から急に借りる訳にもいかなかった」

同年11月26日 「徳田毅殿 平成24年11月20日 金5000万円也猪瀬直毅」との借用証公表。

(個人的借り入れの不自然さ)

- 猪瀬氏は2カ所に土地建物を所有する他、預金があり、7474万円の貸付金も有している。
- 個人的に必要ななら何故銀行から借り入れないのか。知事選立候補が急な話しだったとしても銀行借り入れを起こすことは十分に可能だと思われる。
- スタッフ数人の雇い料は5000万円も必要とするような高額なものなのか。緊急にスタッフの雇い料を確保する状況下にあったとは思えない。
- 借用証は貸し付けを示すものではない。5000万円もの大金を借り入れるのに、返済日も利率も保証人などの担保も全く記載がない。せいぜい「あるとき払いの催促なし」で、実質は贈与したもので、5000万円の金を渡した徳田側の証拠として残すために借用書が用意されたと思えない(猪瀬氏が示した借用証は、真実平成24年11月20日に差し入れたものか疑問が残る)。
- 借用書は銀行の貸金庫にしまっておいたと弁明するも、貸金庫の利用記録の公開要求を拒否している。

(徳洲会からの借り入れは特別の問題)

- 西東京徳洲会病院や徳洲会の老人施設・武蔵野徳洲苑建設のために都は補助金7億2400万円を支出し、同苑の隣接地に2015年開業を予定の武蔵野徳洲会病院に対しては、昨年10月に都から許可がおりたとのことである。
- 猪瀬氏は副知事時代に、都の周産期医療体制プロジェクトチーム座長などを務めていたとのことである。
- 猪瀬氏が打ち出したJCI認証取得支援は、徳洲会が外国人向け医療推進のためのJCI(国際病院評価機構)などの事業戦略と一致している。

(猪瀬問題の要約)

- 猪瀬氏は説明責任を全く果たしていない。

- 選挙運動収支報告書記載なしの公職選挙法違反の疑い。
- 政治資金規正法違反の疑い。2013年11月20日に公開された猪瀬氏の政治資金報告書にも徳洲会からの資金について記載がない。
- 都知事の資産報告書にも記載がなく、都条例違反。
- 収賄の疑い。都が補助する団体から無償で資金提供を受ける、あるいは無利子で借金したことは収賄罪が成立する可能性がある。

(都民の付託に応じて都議会が果たすべきこと)

都の補助金を受けている病院グループから、表にでない献金を受けたとすれば勿論のこと、無利子、無担保、無保証という破格の条件で多額な資金提供を受けていたこと自体が重大且つ深刻な都政問題である。

- 12月9日、10日都議会企画総務委員会で一問・一答による集中審議が予定されている。本日(8日)時点では未だ不明だが、猪瀬氏は多分これまでの弁明の繰り返しに終始するものと思われる。
真相を明らかにし、都政に関する新たな教訓をくみとるためには、証言、記録の提出を保障する地方自治法100条に基づく委員会を開催し、徳洲会関係者をはじめとする関係人の出頭、記録提出を求め、猪瀬氏の副知事時代の権限などを調査しながら全ての問題点を明らかにすることが都議会求められている。
- 検察の捜査に委ねるのではなく、都民から付託を受けた都議会の責務として真相を究明し、都政に活かす教訓を明らかにすべきだ。
- 猪瀬氏の都知事失格は当然として、仮に同氏が都知事を退いたとしてもそれで終わりではない課題だと思う。



特定秘密保護法阻止・憲法擁護のとりくみ

秘密保護法廃止に向けてさらに頑張りましょう

渋谷共同法律事務所 森 孝博

本年12月6日深夜、政府・与党は、大多数の国民の反対を無視し、参議院本会議で「特定秘密の保護に関する法律」（「秘密保護法」）の採決を強行し、可決・成立させました。秘密保護法によって生み出されようとしているもの、法案の国会提出以降の反対運動の広がり、今後のたたかいについては、同日付けで発表された団長声明「秘密保護法案強行採決に抗議し、たたかいのさらなる前進を」で端的にまとめられているので、ここではこの間の経過をごく簡単に振り返りつつ、これからの凍結、廃止に向けた決意を述べたいと思います。

私が秘密保護法（当時は「秘密保全法」）の存在を知ったのは、2011年10月の東京・お台場総会で団本部事務局次長に就任した直後でした。ちょうど民主党・野田政権が、同年8月に発表された「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」（「有識者会議報告」）を踏まえた法案の作成に着手し、2012年通常国会に法案を提出すると発表した時期でした。ここからこの問題に取り組むことになったのですが、この法案の特徴は、検討段階から徹底的に法案に関する情報を隠すという点にありました。

有識者会議の議事録を作成しない、録音データもない、職員メモも廃棄など、検討過程から「秘密」に包まれ、一体どのような資料が内調から関係各省庁に持ち込まれて、どのような議論・検討がなされているのかといった法案作成の過程も全て非公開とされました。2012年3月時点で法案はほぼ完成していたといわれていましたが、本年9月に実施されたパブコメでも「法案の概要」しか示さず、条文の形になったものが公表されたのは臨時国会開会のほんの3週間前（本年9月27日「政府原案」公表）でした。

そこには、国民からの批判を避けるため、国会提出前は可能な限り法案の内容を知らせず、国会提出後は理解の深まらないうちに短期に成立させてしまうという推進側の一貫した意図があったことが明らかです（政府・与党の横暴ともいえる国会運営にもあらわれています）。

消費税増税を巡る政局等もあって民主党政権では法案提出は断念されましたが、自民党・安倍政権が成立し、本年7月参院選で「経済」を全面に出して自民・公明が安定多数を確保するや否や、秘密保護法制定に向けた動きが加速し、法案の中身も明らかにしないまま約3ヶ月後の臨時国会で成立させるという政府方針が発表されました。まさに、ほとんどの国民が知らぬ間に法案を押し通してしまおうという推進側の「目論見どおり」というような状況だったと思います。

しかし、それを許さなかったのがこの間のたたかいです。

わずかに二週間の上記パブコメに約7万件もの反対意見が寄せられ、「批判の声はほとんどないはず」とたかをくくっていた政府・与党を大きく動揺させました。与党間の「修正」協議、「4党修正」案など、国民の批判をそらすための様々な「策動」にもかかわらず、批判の声は日を迫るごとに高まり、国会内外で政府・与党を孤立に追い込みました。とりわけ短期間で平和運動、情報公開を求める運動、原発やTPPに反対する運動など、幅広い市民運動が結びつき国会を揺るがす力を生み出したのは、この間の

たたかひの大きな成果だと思ひます。

残念ながら強行採決により法案が可決・成立されてしまひましたが、施行まではまだまだ時間はあります。推進側の目論見どおり、批判もなく成立させてしまひていれば苦しい状況でしたが、そうではありません。改憲、TPP、原発再稼働に反対する運動などと力をあわせ、この間のたたかひをさらに前進させて、凍結、廃止に追ひ込みましよう。

城北 L0 が秘密保護法反対運動として取り組んだこと

城北法律事務所 田場 暁生

秘密保護法反対運動について、各事務所でさまざまな取り組みがなされたかと思ひます。私は城北法律事務所の憲法委員会委員長をしていまますので、秘密保護法反対運動として、城北が取り組んだ、また、所員がコミットした運動をご紹介しますと思ひます。

- 1 弁護士合宿、事務所会議等で所員向けに学習会
- 2 豊島区の民主団体等に呼びかけ、団のリーフを使って池袋駅西口で11月に週に1度ほど街頭宣伝（各回15～30名ほど参加）
- 3 日比谷の野音集会×2には、事務所全体で意思統一して参加
- 4 地域での学習会開催呼びかけ&講師
10箇所程度行いました。
- 5 11月14日の「憲法改悪を許さない！練馬集会」に菊池弁護士が呼びかけ人を代表して挨拶（400名参加。渡辺治講師）
- 6 11月10日に盛岡で岩手県民集会があり、菊池弁護士が「安倍改憲がめざすもの—海外で戦争するくにへ」と題し60分の講演

城北では、年に2回事務所ニュース以外に「城北レター」と題して（ほかによいネーミングがあればよいのですが・・・）豊島、練馬、板橋、北などの民主団体等に、そのときのトピックや事務所の弁護士が取り組んでいる活動など事務所ニュースでは書ききれない、または事務所ニュースでは書きにくいことを記載したニュースを発行していまます。そこで、憲法学習会等の講師をやりまます、とのお知らせを出したことも学習会講師派遣につながったようです。

そんなにたいしたことはできず、全国的な運動にコミットした所員もほとんどいながったのですが、近年まれに見る国民的盛り上がりを見せた悪法阻止運動に参加し、その雰囲気などを城北のメンバーとともに共有できたことはとてもよい財産となったと思ひます。

これから憲法改正・集团的自衛権行使容認反対等の闘いが始まרים。城北は2年後に創立50周年を迎えますが、何をやろうか議論が始まったところす。メディアの反応が鈍い中、秘密保護法反対運動の先頭に立ったのは日弁連であり、自由法曹団でした。12月6日のデモの先頭集団に日弁連・法律家部隊が指名されたのも、この間の法律家への期待の表れだと（勝手に）考えていまます。今後はもっと力を入れて憲法改正反対・秘密保護法廃止運動などに向けて取り組んでゆきたいと思ひます。どうせなら、面白いことをやりたいなあ。

「秘密保護法」撤廃に向けて！

東京法律事務所のとりのくみ

東京法律事務所 金田 健太郎

当事務所では新宿区内の法律事務所と共同して、11月3日に新宿西口アルタ前広場にて「ハッピーバースデー憲法」というイベントを開催し、成功を収めました。しかし、それにかかりっきりになってしまったため、「秘密保護法案」への対応が完全に遅れてしまいました。これは反省点だと思っています。

11月3日以降はネジを巻いて、やれることは何でも取り組もうという雰囲気になりました。同じく四谷に事務所を構える民放労連と、昼に週1回（合計6回）のペースで共同宣伝を行いました。毎回20名以上が参加し、リーフは平均600枚配布することができたと思います。11月には、地元選出の海江田議員（民主党代表）事務所を訪問し秘書と懇談をしました。国家安全保障に関する特別委員会に所属している衆参議員に対しては法案を廃案にするよう要請書を送るとともに、依頼者にも協力を求めました（FAX攻撃）。日比谷野音での集会、国会前抗議行動、マリオン前宣伝など全体の行動にもできる限り参加していきました。

6日に法案が成立したことには憤りを感じますが、今後は撤廃に向けて取り組みを強化していきます。さっそく9日には、抗議声明をつくり各方面に送りました。そして、今後も民放労連との共同宣伝を継続するとともに、来年の通常国会で提出されるであろう「国家安全保障基本法」の動きに対応するためのプロジェクトを所内でつくるかどうか現在検討しています。

憲法の取り組み

（12月4日時点での原稿です）

東京南部法律事務所 佐藤 誠一・江口 奈保子・泉 雅剛

東京は大田区、南のはずれの事務所から、憲法課題への取り組みについて報告させていただきます。秘密保護法の参議院裁決がどうなるか、という情勢でこの原稿を書いています。その情勢は一応さておき…

これまでの当事務所での憲法課題への取組といえば、「弁護士9条の会おおた」「大田9条の会」「大田憲法会議」「共同センター」などの地域の団体に、弁護士・事務局各所員が団体に加わり、活動の中心的存在として、団体運営や宣伝行動に積極的に参加してきました。

その中の一つ、弁護士9条の会・おおた（以下「弁9」といいます）、の活動について若干詳しく報告します。

弁9は、大田区に在住・在勤の弁護士でつくる9条の会です。実際には、憲法9条に限らずあらゆる憲法問題をテーマに活動をしています。賛同している弁護士は、団員はもちろん団員以外もいます。

弁9は、2005年5月に小森陽一さん、郡山総一郎さんをお招きし、結成記念講演会を行いました。以降、世話人会（弁護士会の会議室でお弁当を食べながら楽しくやっています）を定期的にもち、その時々

の情勢にあわせた憲法問題をとりあげ、大田の地域で定期的に講演会を開催しています（これまでの企画はHPをご参照ください <http://lawyer-a9oota.main.jp/intro/intro3.html>）。弁9のタイムリーでホットな企画は地域でも定番となっており、常連の参加者もいらっやいます。

学習会のほか、弁9では、駅頭宣伝なども行っています。憲法96条の改悪が狙われた7月の参議院選挙前には、蒲田駅で96条「改憲」反対の一点で宣伝行動を行いました。この宣伝は大田区議会の自民党以外の全政党に呼びかけ宣伝行動を行いました。先の都知事選で、大田区内では社民党、新社会党、生活者ネット、日本共産党、民主党（区議が個人として）が共同して、宇都宮候補応援の街頭大演説会を成功させました。この経験を生かして、何かできないかと考えたことがきっかけです。緊急の呼びかけにも関わらず、当日は新社会党、生活者ネット、日本共産党、緑の党が参加し、「憲法96条改憲反対！」「憲法守れ！」を訴えました。弁9は地域の方々とともに、今後も憲法改悪反対の取り組みをしていきます！大田区在住在勤の弁護士ならいつでも歓迎いたします。是非とも世話人になってください。よろしく願いたします（担当・泉からの願いでした）。

さて、事務所独自の取り組みとして、都議選・参議院選と並行して、5月以降は96条改憲策動への、そして10月以降は秘密保護法—立法改憲策動へのカウンター企画として、「憲法出前学習会」の取組を継続してきました。特定課題への学習会運動はこれまでも毎年のように行って来ましたが、今年取組はいくつも特徴的なことがありました。

その1・・・日頃おつきあいしている顧問先など地域の労組・諸団体へ、活動のサポートをさせていただけることはありませんかと懇談を呼びかけました。その結果、新たな定例出張法律相談や学習会企画が誕生したりしました。前後して96条改憲問題が急浮上したことから学習会講師の要請が舞い込むようになりました。

その2・・・これまでは学習会講師やります、との一方的なお誘いの手紙を出すだけで、あとは「待ち」の姿勢でいました。しかし今回は、「その1」ともからむのですが、各労組・団体の担当弁護士から、電話かけをして「御用聞き」でフォローしました。

その3・・・「学習会」というと、「人集めが・・・」、「時間が・・・」、「・・・重い・・・」と、執行部の方々も気苦労が多いものです。そこで、「学習会」という場にこだわらず、執行委員会や理事会など、定例の会議の中で今の憲法情勢についてうったえさせてほしい、10分15分いただけないか、と要請しました。これが断られることはほとんどなく、短時間の学習会企画が次々誕生しました。情勢をうったえれば、それがきっかけになって、「重い」はずの1時間の学習会があちこちから声がかかるようになりました。

その4・・・こうして「憲法出前学習会」の講師派遣は、なんと50回を数えます。記録的な数です。しかも特定の弁護士への「人気」（失礼！）に乗るのではなく、事務所への要請なので所員が手分けして総出で対応しているのも重要な特徴です。

その他学習会と並行して、リーフレット普及の願いを郵送・FAXで呼びかけ多数のリーフも普及してきました。安全保障に関する特別委員会メンバーへのFAX要請、署名の呼びかけを行いました。それがきっかけで区内各団体独自の宣伝行動に発展しています。

11月28日に内藤団員を大田区へお招きしての学習会には、約100名が参加しました。内藤団員

はご自身の議員経験にもとづいて、「参議院で廃案にできる！」との訴えられ、参加者も心を打たれました。厳しい情勢ですが、「廃案」を確信しつつ、この原稿を終えます。

今後の「異議あり！2020年オリンピック東京招致集会実行委員会」の活動について

事務局次長 市野 綾子

11月11日、2020年オリンピック東京開催が決まってから2回目の会議となる「第8回異議あり！2020年オリンピック東京招致集会実行委員会会議」が行われ、今後の活動方針などを議論した。今回は、臨海都民連、自由法曹団東京支部、革新都政の会、東京社保協、東京自治労連、東京革新懇、スポーツ連盟等多くの団体の参加があり、以下のとおり様々な意見が挙げられた。

- ・オリンピズムの根本原則に則って、オリンピックを開催すべきであり、政治的な利用は許されない。スポーツすることは人々の権利であるというスポーツ基本法の基本理念を現実のものにするオリンピックにすべき。誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境をつくることを優先させるべき。都民に必要とされている既存の施設を壊してつくるという点は問題である。
- ・既存の施設を壊す場合には、代替え施設を確保させるべき（有明テニスコート、大井中央海浜公園野球場、江東区陸上競技場・野球場等）。
- ・野鳥などの自然生態系保護のため葛西臨海公園のカヌースラローム会場建築を見直させるべき。
- ・放映権との関係で、開催期間（猛暑の8月）が決まっているが、IOCとの交渉の余地がないのか。
- ・猪瀬知事の長期ビジョンの「論点整理」を見ると、オリンピックを口実に東京を大型開発するという狙いが描かれている。2020年までに防災対策をするという建前で、木造住宅密集地域については強制的に住宅を移転させようとしていたり、都市開発やカジノ建設なども構想されている。こうした大型開発は許すべきではない。
- ・開催自体反対ではなく、都民犠牲にしないものをとというスタンスである。平和でなければ開催すべきではない。東北の自治労連から復興が進んでいないという声が上がっている。

2020年オリンピック東京開催決定は、こうした様々な問題が山積している中での、福島第1原子力発電所の汚染水は「完全にブロックされている」などという、汚染水漏出現場の状況とあまりにかけ離れた安倍首相の発言を受けてのものであった。

無視できない多くの問題の存在を封じ込めてまで（あるいは解決を先送りにしてまで）、2020年オリンピックを東京で開催する必要がどれだけあるのだろうか。むしろオリンピック開催に莫大な時間とお金を費やすことで（都のオリンピック関連予算は、来年度103億円計上されている（開催計画14億、施設整備20億、管理費12億、大会組織委員会出資金57億）。）、私たちの生活福祉や首都直下型地震対策が不十分なものとなりはしはないかと、不安のほうに先が浮かんでくる。さらにいえば、東京都

は、オリンピック開催に注いでいる時間とお金を、東京で使う電気を発電していた福島第1原子力発電所の事故対策につぎ込んで、一刻も早い汚染水問題の解決や原発被害者の救済を実現すべきではないのだろうか。

ただ、こうしたオリンピック開催についての問題意識はあまり都民・国民に浸透していないのが実情であると思われる。そこで、実行委員会では、私たちの問題意識を人々に知ってもらう活動に取り組むこととした。

この点、東京都は、2020年オリンピックの大会基本計画を2014年12月末までに策定するとしている。大会基本計画は、東京都などが2014年2月ころ設立する大会組織委員会で検討し、各競技会場の整備や本番までに実施するイベントなど施設分野と文化分野の具体的な工程表を示すものである。大会基本計画は、公表される半年くらい前には実質的に内容が固まると考えられるため、その前に運動を広げて訴えていく必要がある。

そこで私たち実行委員会は、まず手始めに、大会組織委員会が組織される前の来年1月をめどに、実行委員会としてのオリンピック東京開催についての意見の申し入れをすることとした。

その上で引き続き、各団体が問題意識を修練し、実行委員会として署名活動やシンポジウムなど問題意識を人々に発信していく活動に取り組んでいくこととした。

なお、実行委員会の中でも、「こんなオリンピックを目指そう」という立場と、2020年オリンピック東京開催の「勇気ある撤退を求めたい」という立場とではうまくかみ合わないのではないか、といった意見もみられたものの、都民の生活や被災地の復興よりも大型開発を優先させるという方針に異義があるという方向性は概ね一致しているため、今後も引き続き、各団体が実行委員会として活動していくこととなった。

オリンピックの東京「招致」活動は完了したため、実行委員会の名称も変更することとし、現在、新名称を検討中である。



家宅捜索に団員として立ち会って

東京法律事務所 本田 伊孝

“犯罪捜査のために家宅捜索が行われる” 弁護士バッチを付けるようになってからも、そう思っていた。そんな思いも、家宅捜索に立ち会ってからは、消え失せてしまった。

新宿区に「全国生活と健康を守る連合会（全生連）」という憲法25条で掲げられた生存権保障を実現するために運動する会の本部事務所がある。2013年10月10日、大阪府警公安課の捜査員12名が全生連本部に家宅捜索を行った。

午前10時、全生連から連絡が入り、事務所の先輩の後に続いて、私も本部事務所に急行。施錠された本部事務所入口の鉄扉に向かって、私は「依頼を受けた弁護士だ!」「直ちに中に入れなさい!」と扉を叩いた。

開いた鉄扉に体を押し込み、室内に分け入ろうとすると、私の目の前には捜査員5、6名がいたと思う。私が立ち塞がる捜査員をかき分けようとした時、事務所の先輩が捜査員に「同じ事務所の弁護士だから入室させてくれ」と告げてくれた。そのおかげで、私は捜査員らの体に触れることなく、入室することができた。今思えば、公務執行妨害罪の容疑がかかっていたかも知れない。

私が入室すると同時に、家宅捜索が開始。この時、自分は「何をしたらいいのか?」と迷いが生じそうになったが、「市民の立場に立つ自由法曹団員として何をすべきか?」と、自分に問い直すことができた。ともかく、家宅捜索の範囲、押収物件を最小限に留めさせること。私は捜査員らに口やかましく、家宅捜索が終了するまで、2時間にもわたって捜索押収の必要性を問い質し続けた。

今回の家宅捜索は大阪・淀川の前会員を被疑者とする生活保護法違反に基づくものであった。既に大阪・淀川と、地域支部に対する家宅捜索が行われ、同捜索を担当した大阪府警が管轄を超えてまでして、本部への家宅捜索を行ったのである。

真の目的は、生活保護法改正への反対運動を弾圧することにあった。全生連本部に家宅捜索が行われた翌11日、全生連では生活保護法改正による受給額切り下げに対する不服審査請求が全国で1万件を超えた記者会見を予定していた。記者会見を翌日に控えた中での家宅捜索だった。

家宅捜索の目的は、全生連が呼びかけ人となって、生活保護法改悪への反対運動のひろがりの中で、こうした運動を押さえ込むことを狙ったものである。

私は「生活と健康を守る会」が生存権保障を実現するために、不正受給を許さず、道理に基づき日々活動していることを知っている。現に差押対象物には、何ひとつ、全生連と不正受給とを結び付けるものはなかった。

「市民の立場に立つ自由法曹団員として何をすべきか?」と自分に問い直すことができたのも、団の先輩からの日々の学びにあると思う。

若手弁護士へメッセージ

新紀尾井町法律事務所 田中 英雄

団から何故、原稿の依頼が来たのか、そのわけが判らなく、しばし、躊躇しました。「団員として、自由と民主主義のために闘ってきた想いを若手の団員に知らせたい」と事務局から伝えられ、一層困ったことになったと思いました。何故なら私には語るほどの戦歴があまりにも乏しいからです。でも、齢73となった今、一言だけでも「思い」を若い人達に伝えられるとすれば、団員として一つの義務を果たしたことになるのかと思うに至りました。

私が団に入ったのは今から46年前の1967年（昭和42年）でした。司法修習19期生。同期と一緒に団に入ったのは、東京では田中富雄さん（当時、東京合同）、小林幹治さん（域非）、亀井時子さん（五反田）らで、今も現役で頑張っておられます。私は、東京東部法律事務所に入所し、故島田正雄、青柳孝夫、真部勉、秋山昭一の各先輩団員の指導を賜り、地域事務所の活動に参加しました。当時は、60年安保時代の残した数々の事件がまだ争われている時期で、労働争議も多くあった時代でした。私は荒川民商の広田事件（所得税法違反事件）、ペトリカメラ解雇無効裁判、えん罪再審島田事件などに参加したのを覚えています。しかし、私の活動の中心は、地域事務所の役割である地域の人々の権利擁護であり、地味なものでした。その中で、特に私が力点を置いたのが、借地借家人組合運動でした。入団した頃には、東京借地借家人組合（東借連）が設立され、団の大先輩である植木敬夫先生（東京合同）が会長となり、私も後に役員を務めたり、単位組合の組合長も経験することになりました。都内各所での更新料不払宣伝、借地借家問題講座、組合役員向けの研修会などに積極的に参加した思い出があります。昭和40年代は戦前からの老朽見物の建替え問題、地代家賃の増額請求、更新料請求など極めて深刻な住宅問題が噴出し、借地借家組合運動が高揚した時期でした。組合運動の発展につれ、東借連に常任弁護団が出来て、植木先生、私、榎本武光さん（当時、東京東部）、白石光征さん（当時、東京合同）、川名照美さん（故人）、堀敏明さん（当時、東京合同）らが参加しました。弁護団員は更新料不払運動の先頭に立ち、更新料不払の勝訴判決を次々と積ねて行きました。また、全国レベルでは全国借地借家借家人組合連合会（全借連）が中心となり、地代家賃統制令告示改正無効確認の行政訴訟を国を相手に提起して地代家賃統制令撤廃反対の闘いを全国的に展開したことが思い出されます。我国の住宅政策のあり方について社会政策の見地から常に弱者の立場から、住宅問題を生存権の重要な課題として政策提言をして来たのは、弁護士集団としては、団が唯一であったと思っています。それにしても、私達が忘れることが出来ないのは、平成4年の新借地借家法の制定でした。財界が目先した旧借地法、借家法の改悪は借地借家人の権利の後退をもたらした財界による経済市場の「開放」を目ろんだもので、我国の住宅政策を根底から歪めるものでありました。この流れは現在も続いており、「正当事由」制度の廃止に至る危険があります。また近時、借家更新料敷引特約に関する最高裁判決（平23・7・15ほか）が出され、借家更新料請求に少なからざる影響を与えたものと思われまます。

団に入ってあらゆる分野で活動をされている皆さんを見てみると、頼もしく思います。私が46年間も団員でありながら、見るべき活動もせずに齢を重ねて来たのは、実に恥ずかしい限りです。しかし、今なお、団の旗が高々といつまでも天空をはたたくことを願っていただけるのは、ありがたいことだと思

っているのです。若い皆さんの活躍を心から期待しています。私の事務所にも昨年から団員のヒヨコが頑張っています。長谷川正太郎君（64期）です。余談ですが私の甥です。東借連弁護士団に入ってくれたのはうれしい限りでした。

1 1月幹事会（東京南部法律事務所で開催）

1 特定秘密保護法

S：「秘密保護法PT（まとめ）」をもとに。秘密指定の歯止めというが、何の歯止めにもならない。みんなと維新と合意できなくても突破するのでは。今週末に衆院を通過させたい状況。

11. 21集会に参加へ。それ以降は主立った集会がない。11月29日、12月6日、マリオン前の行動へ。PTとしては12月3日に参院要請。

H：民主は先送りを狙っている。

M：民主党の修正案がどうなるか、参院まわりをしたけど、民主党議員もわからないとのこと。テレビは客観的報道が多い。

m：引き続き地元議員へのFAX。

S：今週、来週のFAX、地元議員へ要請書を送ろう。要請書のひな形をつけて。

m：11月21日集会へ参加を。呼びかけFAXを、明日午前中。

2 南部事務所「弁護士9条の会 おおた」の活動について（I、E）

好評でリピーターも多い。憲法連続講座を開催。春以降の学習会を行い、45回。夏前は96条、秋以降、秘密保全法。大口のところもふくめ4030部、秘密保全法のリーフレット配付。

M：6月の街宣は、新社会党などが参加したのか？

s：憲法について新社会党とは一致する。

I：大田区在住、在勤の弁護士。弁護士会で世話人会をやると12、3名が出席。資料なども事務所で共有している。

3 日本版NSC、改憲策動

M：行政機関の長、指定し、身辺調査。秘密の保持が行政機関ごとの縦割り。情報をまとめて管理するところは、NSCのしかるべき部署が担当。あちこちで集めた情報を集中的にもっていく、必要な情報を。

m：通信傍受で情報をとっていく、これを拡大する危険あり。

調査は公安がやるので、肥大化の懸念。日本の国家構造が大きく変わる危険。

4 労働問題、貧困問題

O：6月に改革会議報告、その後、労政審で審議。労働者派遣法の改正がすすんでいる。有り方の件の報告。12月中旬に最終の報告。派遣法の改正については常会で提出される見込み。解雇特区を撤回させたのは成果。特区だめなら全国、有期5年から10年へ。11月22日、全国会議を。23日には権利討論集会。

派遣法専門26業務、それ以外最長3年。あり方件の報告業務区別はなくす。労働者個人単位で派遣期間の制限を設ける。それは3年。労政審もそれがいいのではないかととなっている。常用

代替防止という問題も飛んでしまいかねない。

h : (J A L 報告)

一審は乗員、客乗不当判決、控訴審の動きについて。整理解雇の4要件に加え、全体的な信義則違反を強調。さらに人員削減目標達成、乗員、客乗、会社は、目標数値は達成している事実について力を入れて主張。会社は認否をしないし正確な数値を出さない。解雇そのものが不当労働行為。客乗は組合差別、監視ファイル、解雇そのものが不当労働行為。組合の中心メンバーを解雇するためにやった。解雇後の事情も解雇当時の判断に関係させて主張。来年の3月までには判決が出るのではないかと。4要件は解雇回避、解雇回避と逆行する事実として位置付けている。

s : 解雇後の事情は必要性の問題となる。J A L の場合、発着枠の拡大は予定されていた。ここをどう評価されるか。

O : なぜ都労委へ不当労働行為として申立しなかったのか。

s : 全員が組合関係ではなかった。原審から不当労働行為という選択肢はなかった。

M : 訴訟戦術は？いかに早く進めるか。

s : ながくは戦えない。短期に決着をつける、遅くとも1年半。組合サイドは短期絶対。証拠調べ2期日。個別事情は一切触れないという方針。

m : I L O 条約の適用は？

s : 国際は国際との仕切り。

5 震災原発問題

I : 裁判の関係では、損害の内容について差額説で論をたてると、今後の再取得価格難しい。新しい理論が必要。弁護士・学者の研究会が立ち上がる。追加提訴もしていく。理論的根拠は行き詰まっている。原賠審の方でも住宅について追加して賠償して指針を検討している。その根拠はよくわからない。住宅確保損害と言う名目で賠償しようという話がでている。

K : 3会ADRをやっている。南相馬は孤立度が高まっている。3会の弁護団が入っている。個別にやると、20キロ圏内のかたは避難しているが、30キロ圏だと帰ってくる。住んでいいといわれている。東電・国も賠償という考え方はなかった。ところが実際北側は放射線線量は高い。なぜ賠償がないか。1000人ぐらいの集団申立。そこで出てきた基準が避難者に近い水準。月10万円の慰謝料が認められた。かなりインフラが回復。しかし除染を早くという要請が強い。

石巻、女川はポツポツ、新しい建物。もう3年が過ぎようとしている。思いのほか相談が多い。法テラスの常駐スタッフがいないという問題がある。

ADRで基準をつくると、東電がそれにあわせてくるという嫌らしいやり方をする。不動産賠償は理屈では認められないが、個別論であたらしくここに住む、いくらかかる、そうするとまるまる認められるケースもある。

m : 東電解体という問題と、実際の賠償の活動との関係をどう理解しているか。

I : 組織を分離し、そこに国が金を投入し、場合によっては賠償を打ち切る可能性がないわけではない。

6 教育、オリンピック、都政

I : 会議ではこのまま進めることは異議あり。オリンピック委員会に申し入れをしようと。来年2月に五輪委員会が組織されるので、1月には申し入れ。シンポジウムをやってみんなにわかってもらう活動をしよう。

m：すべての施設について後がどうなるか、問題となっている。

7 教育

M：都が朝鮮高校に対する助成金をやめる。朝鮮総論が運営している。

8 総会について

議案書、特別報告について検討。

9 支部移転

17～18%の募金回収中。

10 あらたな法律相談事業の試行

s：憲法の学習会、団体との活動とのお付き合いが深まる。民医連。東京南部法律事務所では、顧問の病院の一角で、「よろず（なんでも）相談」の中の一つという位置づけで、法律相談を月2回、定期的におこなっている。当初は相談件数ゼロの日も相当あったが、患者さんに浸透してきたせいか、最近になって相談者が増えてきた。まだ受任に至るケースはほとんどないが、地道に続けることが大切。

支部総会のご案内と特別報告集原稿募集

支部総会の案内

日時：2014年2月21日(金)13時～2月22日(土)12時

場所：KKR熱海ホテル

(特別報告集について)

また、恒例の特別報告集についても、記事の募集を行います。団員がどのような活動をしているか、事件でどんな成果を上げているか、たたかひの展望はどうか、危機的状況を迎えて団員の協力を要請したいなどなど、団員の様々な取り組みをお互いに紹介しあい、情報を共有し、励みとすることができます。また、そのほかにも個人的な意向についての記事の報告の掲載でも構いませんので、以下の要領で団支部までメール (dantokyo@dream.com) で送ってください。送信の際は件名のところは「特別報告」と明記してください。

字 数 御自由で長短を問いません。1頁1200から1600字目処です。

タイトル 各自でタイトルを明示してください。

締め切り 1月10日(金)

お詫びと訂正

先月号の支部ニュース「連続憲法講座学習会—生活保護法の改悪について」を執筆された田所良平先生の所属事務所の記載に誤り（日野市民法律事務所と記載）がありました。正しくは「三多摩法律事務所」です。訂正してお詫び申し上げます。

日誌

11月5日～12月11日

- 11月 7日 団事務局会議／団市民問題委員会 / 団改憲対策本部
- 11日 「異議あり！2020東京オリンピック」実行委員会／団労働問題委員会
- 12日 団選挙制度問題委員会
- 13日 団原発問題委員会／団治安問題委員会
- 16日 団将来問題委員会／団貧困問題委員会／団常任幹事会
- 18日 団秘密保護法 PT
- 20日 支部南部幹事会・秘密保護法阻止宣伝行動（蒲田）
- 26日 団構造改革／団国際問題委員会／団司法問題委員会
- 27日 団事務局会議
- 12月 3日 秘密保護法阻止議員要請行動
- 4日 秘密保護法 PT
- 6日 支部事務局会議／秘密保護法阻止国会行動
- 11日 原発問題委員会



全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特徴 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種級別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

満年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

満年齢		対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
		支払対象外期間: 372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
25歳～29歳	993	875	949	843	
30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109	
35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635	
40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645	
45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886	
50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441	
55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303	
60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453	

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL: 03 (3405) 8661

<引受保険会社>

株式会社損害保険ジャパン

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL: 03 (3231) 4111